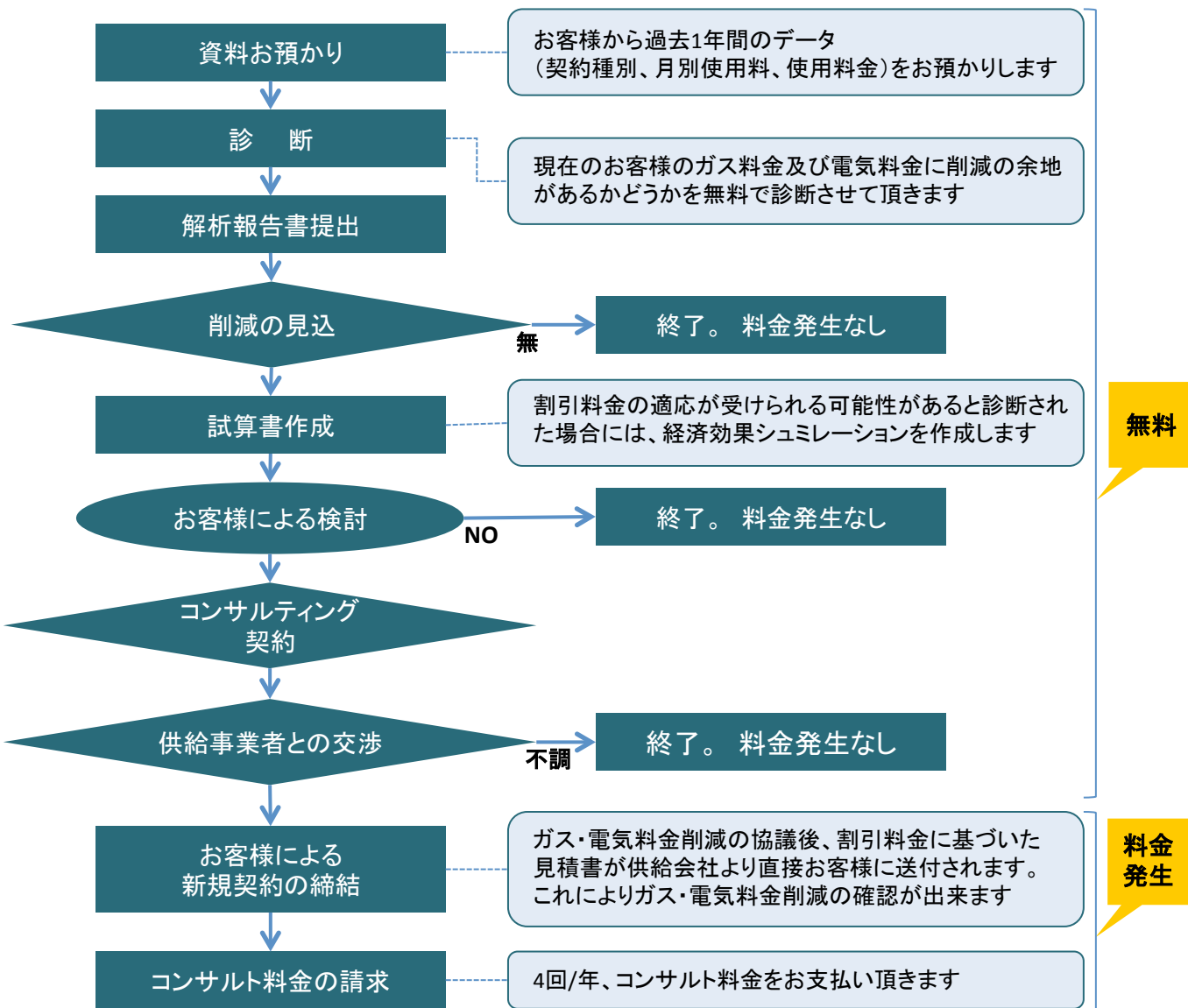
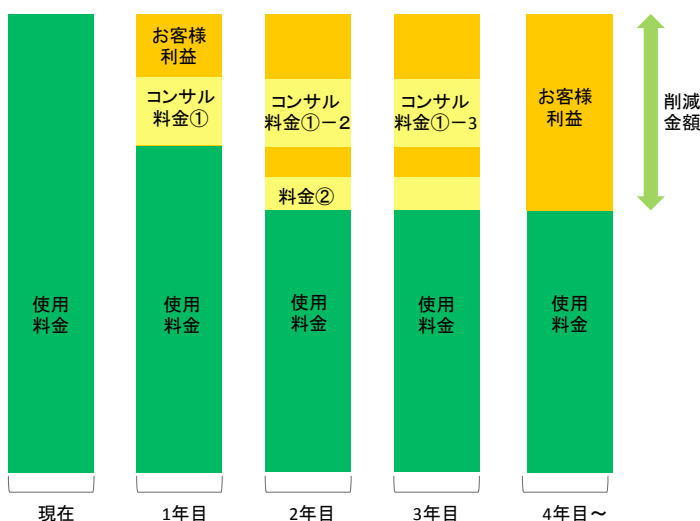


1 都市ガス・電気料金 基本契約の見直しによるコスト削減



料金削減の概要

【ガス・電気料金コンサルティング料金】



コンサルティングサービス契約期間の3年間のうち**初年度**は「原行契約による使用料金」と、「新たな契約により算出された見込料金(供給会社からの請求による)」「**差額(削減金額)の1/2をコンサルタント料金として3年間、お支払い頂きます。**

2年目以降は更なる削減が可能かを検討し、更に削減できる場合は「初年度料金」と「更なる削減見込料金(供給会社からの請求による)」の差額を初年度と同様の方法で分配し、加算します。

契約期間満了後は、削減金額の全てがお客様の利益になります。